

財政健全化法に基づく財政判断比率

→ 本村の財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回る数値となった。

1 健全化判断比率

名称	令和3年度	令和2年度	※早期健全化基準	※財政再生基準
①実質赤字比率	— ※	—	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	— ※	—	20.0%	30.0%
③実質公債費比率※	10.6%	10.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— ※	—	350.0%	

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については赤字額がないため「—」で表記

※「実質公債費比率」は3ヶ年平均値

※令和3年度決算における「④将来負担比率」については、マイナス値となったため「—」で表記

2 資金不足比率

特別会計(地方公営企業会計)の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①特定環境保全公共下水道事業	— (比率なし)	20.0%
②農業集落排水事業	— (比率なし)	

「将来負担比率」については、前年度同様「比率なし」となった。これは、一般会計及び公営企業会計における地方債の元金償還により、地方債の現在高が減少したことが当該指標に現れたためであり、財政規模の小さい当村は、今後とも引き続き償還計画等を十分に考慮したうえで財政計画を策定し、それに伴う事業執行に努めていかななくてはならない。

◎「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

地方自治体の財政を、「健全」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の3つの段階に区分し、段階に応じた対応を要請するものである。

① 実質赤字比率

一般会計等における歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」(標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)に対する比率

② 連結実質赤字比率

特別会計を含む村の全会計を合算し、一つの法人とした場合の赤字額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

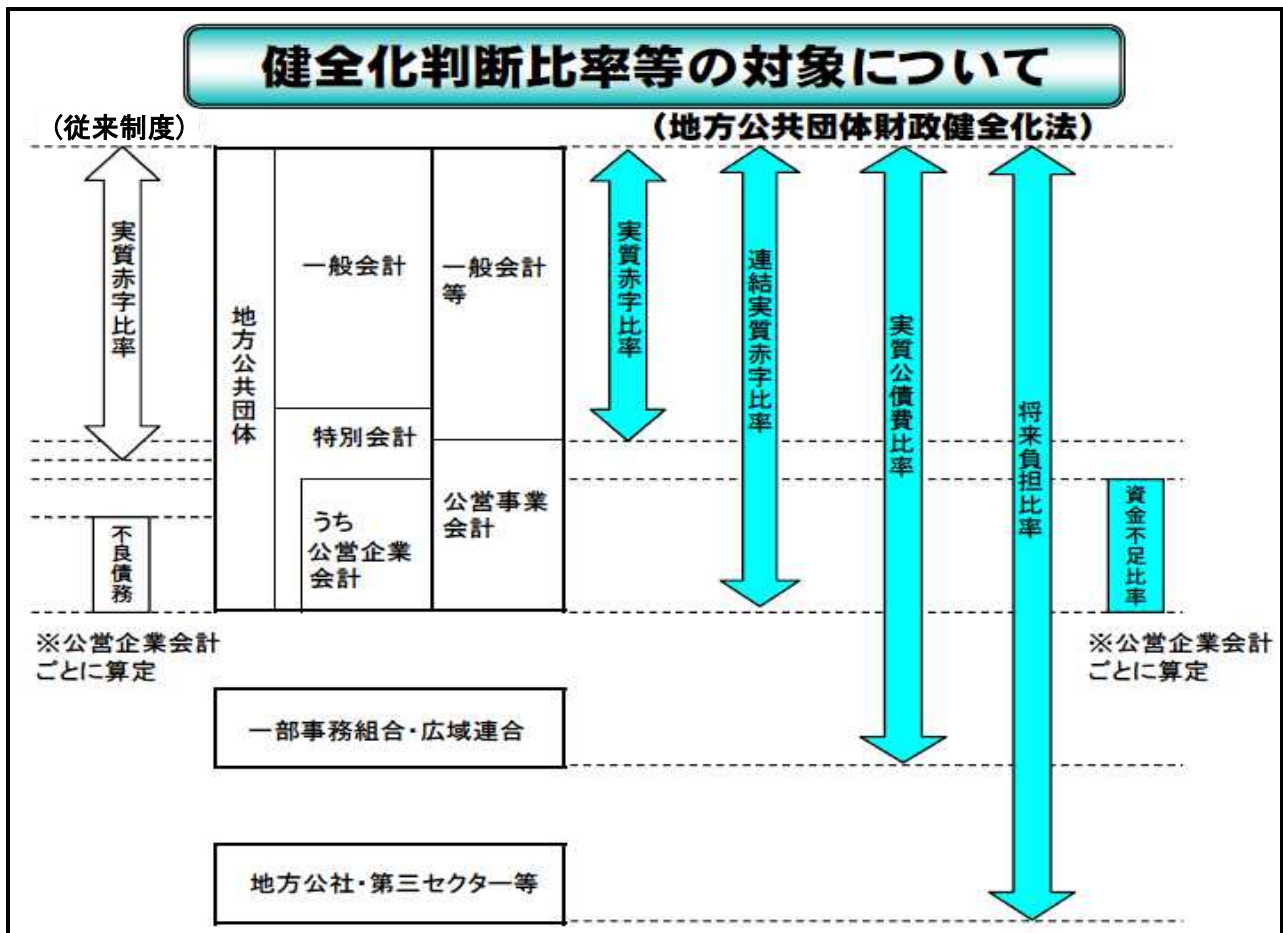
義務的経費である公債費やこれに準じた経費の総額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3カ年(令和元~令和3年度)の平均値(資金繰りの程度を表す指標)

④ 将来負担比率

村債残高、退職手当、損失補償を付した第三セクター等への債務など、決算年度末時点での一般会計等が将来負担する見込額の標準財政規模を基本とした額に対する比率(財政圧迫の可能性度合の指標)

⑤ 資金不足比率(公営企業等会計)

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業等会計の「資金不足額」の公営企業の事業規模に対する比率(経営状態の悪化の度合いを示す指標)



【※参考 健全化判断比率に関する事務手続き順序】

- ①村で健全化判断比率等の算定（6月中旬～7月上旬）
↓（※算定調書・様式等の作成）
- ②県の算定書類の検収（ヒアリング）（本村随時実施）
↓（※県の事前承認）
- ③村監査委員による審査（8月中旬～下旬（8月17日））
↓（※審査意見書付与）
- ④村9月定例議会へ報告 → 公表（掲示場・ホームページ等）
↓（※公表後速やかに）
- ⑤県への法定報告 → 総務省公表

比率のいずれかが早期健全化基準（公営企業等にとっては経営健全化基準）以上となった場合には、再生健全化計画（公営企業等にとっては経営健全化計画）を策定し、自主的な改善努力で財政（経営）健全化を目指すこととなり、いずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し国等の関与による確実な財政再生が図られることとなる。

1-① 健全化判断比率-実質赤字比率（※算定様式「総括表②」）

【算定方法】

村が通常水準の行政活動を行う上で必要な
一般財源の総量

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模（令和3年度）

標準税収入額等	462,063千円
普通交付税額	1,318,179千円
臨財債発行可能額	66,667千円
計	1,846,909千円

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

◎湯川村令和3年度決算当てはめ

実質赤字額 = △102,607千円（黒字） / 標準財政規模 1,846,909千円

《普通会計実質収支額》

- 一般会計分：102,559千円
- 墓地会計分：48千円

実質赤字比率

－（△5.55%）

※黒字のため比率なし
（前年度△6.25%）

1-② 健全化判断比率-連結実質赤字比率（※算定様式「総括表②」）

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

◎湯川村令和3年度決算当てはめ

連結実質赤字額 = △146,202千円（黒字） / 標準財政規模 1,846,909千円

上記普通会計分 102,607千円
及び下表特別会計分計との合
計額（村全会計分の実質収支）

連結実質赤字比率

－（△7.91%）

※黒字のため比率なし
（前年度△7.33%）

【連結対象会計】 ※「墓地事業特別会計」については一般会計等に属する会計として除外。

区分	会計名	実質収支・余剰額 （令和3年度）	実質収支・余剰額 （令和2年度）
一般会計等 以外の 特別会計	国民健康保険	12,677千円	7,124千円
	介護保険	24,608千円	6,312千円
	後期高齢者医療	320千円	346千円
公営企業等 の特別会計	特定環境保全公共下水道事業	3,126千円	2,901千円
	農業集落排水事業	2,864千円	1,589千円
	連結対象会計 計	43,595千円	18,272千円

1-③ 健全化判断比率-実質公債費比率（※算定様式「総括表③」）

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\ast)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(※)準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

◎湯川村令和3年度決算当てはめ

実質公債費比率（単年度） = 10.85897%

170,562千円

(地方債元利償還金 330,532 + 準元利償還金 116,237) - (特定財源 0 + 基準財政需要額算入額 276,207)
 調査表項目No. (①・②) + (③~⑦) - ⑧ + (⑨~⑪)

1,570,702千円

(標準財政規模 1,846,909) - (元利償還金に係る基準財政需要額算入額 276,207)
 調査表項目No. (⑫~⑭) - (⑨~⑪)

**実質公債費比率
(3か年平均値)**

10.6%

※単年度比率(R元~R3)

- ・ R元年度：10.45574%
- ・ R2年度：10.55617%
- ・ R3年度：10.85897%

概要説明

単年度比率については、前年度と比較し0.30280%とわずかに増加した。

なお、当比率について今後の元利償還額の推移で試算すると、近年借入の大型事業に係る起債の元金償還がより多くなることにより、横ばい状態から、さらに増加傾向へ転じると推測される。

1-④ 健全化判断比率-将来負担比率（※算定様式「総括表④」）

【算定方法】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：次のイからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

◎湯川村令和3年度決算当てはめ

△ 2 5 4, 4 4 3 千円

(将来負担額 4, 287, 383) - (充当可能基金 1, 793, 081 + 基準財政需要額算入額 2, 748, 745)

1, 5 7 0, 7 0 2 千円

(標準財政規模 1, 846, 909) - (元利償還金に係る基準財政需要額算入額 276, 207)

将来負担比率	比率の推移 (R元~R3)
- (比率なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ R元年度：1.9% ・ R2年度：比率なし ・ R3年度：比率なし

概要説明

当比率の増加要素である「将来負担額」については前年度と比較して202,087千円の減（「地方債の現在高」で112,499千円減、「公営企業債等繰入見込額」で57,800千円減、「退職手当負担見込額」で35,419千円減等）となっており、比率減少要素である「充当可能財源等」については28,282千円の増（「充当可能基金」で140,956千円増、「基準財政需要額算入見込額」で112,674千円減）となり、当比率については前年度同様「比率なし」となっている。

しかし、依然として厳しい財政状況にあることから、当比率を再び発生させないためにも、市町村財政計画等に基づき事業を行い、基金の取崩しを極力抑制するなど、引き続き財政運営については十分に注視しながら進めていく必要がある。